

JETINTERNET利用約款

第1条(約款の適用)

本約款は、ジェットインターネット株式会社(以下弊社という)と利用者との間の、弊社が提供する通信サービスJETINTERNET(以下JET-NETという)の利用の全ての関係に適用します。

第2条(約款の変更)

弊社は、利用者の了承を得ることなくこの約款を変更する事があり、利用者はこれを承諾します。約款を変更する時は、弊社は、当該変更により影響をうけることになる利用者に対し、JET-NETのオンラインまたは弊社が提供する手段を通じて、その内容を発表します。

第3条(利用の申し込み)

JET-NETの利用の申し込みは、弊社の指定する手続きに基づき、本約款を承認のうえ弊社に申し込みます。

第4条(利用者)

JET-NETの利用の申し込みをされ、弊社が承認をした、個人および法人の申込者を利用者と言います。

第5条(申し込みの拒絶)

弊社は、次の各号に該当する場合には、JET-NETの利用の申し込みを承諾しないことがあります。または承認後であっても承認の取り消しを行う場合があります。

- ・JET-NETの申込者の指定した、クレジットカード、支払い口座などが、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などにより利用の差し止めが行われていることが判明し、当該申し込みにかかる債務の支払いを怠るおそれがある事が明らかである時。
- ・申込者が正に使用することができないクレジットカード若しくは銀行口座を支払いに指定したとき。
- ・JET-NETの申込内容に、ことさら虚偽の事実を記載したとき、若しくは誤記があるとき。
- ・JET-NETの申込者が未成年者の方で保護者の同意を得ていない事が判明したとき。
- ・弊社への債務の支払いを怠っている事が判明したとき。
- ・その他、弊社が加入することを不適当と判断したとき。

第6条(利用資格の取り消し)

弊社は、次の各号に該当する場合には、JET-NETの利用資格を利用者に何ら事前に、通知および勧告することなく、一時停止または取り消すことがあります。この場合弊社は既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは、一切行いません。

- ・JET-NETの申込内容に、ことさら虚偽の事実を記載したとき、若しくは誤記があるとき。
- ・JET-NETの申込者の指定した、クレジットカード、支払い口座などが、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関などにより利用が停止されたとき。
- ・アカウントまたはパスワードを不正に使用したとき。
- ・JET-NETの運営を妨害したとき。
- ・弊社への支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否したとき。
- ・本約款のいずれかに違反したとき。
- ・その他、弊社が利用者として不適当と判断したとき。(別記)

第7条(変更の届け出)

利用者は、その氏名、住所、居所、当社に届け出たクレジットカードの番号または有効期限、その他弊社に対して届け出た内容に関する事項に変更があったときは、弊社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出させていただきます。なお、登録された氏名、若しくは名称の変更を行ふことは出来ません。

第8条(利用の制限及び中断)

弊社は、次の各号に該当する場合には利用者に事前に連絡することなく、JET-NETの利用を制限若しくは停止することがあります。

- ・天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき。
- ・天災事変その他の非常事態が発生し、JET-NETの提供ができなくなつたとき。
- ・JET-NETのシステムの保守を行うとき。
- ・弊社の電気通信設備の保守又は工事を行うとき。
- ・弊社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。
- ・その他、運用上、技術上弊社がJET-NETの一時的な中断を必要と判断したとき。

第9条(サービスの廃止)

弊社は、都合により最低1ヶ月の予告期間をもってJET-NETの全部若しくは、一部を廃止することができます。弊社は、前項の規定により廃止するときは、利用者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、JET-NETのオンラインまたは弊社が提供する手段を通じて、発表します。

第10条(設備等)

利用者はJET-NETを利用するため必要な通信機器、その他すべての機器を、自己の負担において、準備するものとします。利用者は自己の費用で使用する機器を電気通信サービスを利用してJET-NETのアクセスポイントに接続するものとします。その際、必要な手続きは利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

第11条(JET-NETの保証と損害賠償)

弊社は、弊社の提供する情報、ソフトウェア等および利用者がJET-NETに登録するデータ、文書などについて、その完全性などいかなる保証も行いません。弊社は、利用者または第三者がJET-NETの利用に関して被った損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の賠償の責任を負いません。利用者がJET-NETの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、弊社に損害を与えることのないものとします。利用者が本約款に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、弊社は当該利用者に対する相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第12条(JET-NETへの登録内容の取り扱い)

利用者は、JET-NETにおいてデータ、文書などを公開します。利用者がJET-NETにデータ、文章などを登録する場合、第三者の著作権など、その他権利を侵害しないものとします。弊社は、利用者がJET-NETに登録したデータ若しくは文章などが弊社が定める所定期間または量を超えた場合、利用者へ事前に通知することなく削除することができます。弊社は、JET-NETの運営及び保守管理上の必要から、利用者へ事前に通知することなく、利用者JET-NETに登録したデータ若しくは文章などを消去する場合があります。弊社は必要に応じて、利用者へ事前に通知することなく、利用者がJET-NETに登録したデータ若しくは文章などの複写又は移動などを行う場合があります。

第13条(JET-NETへの登録内容の削除)

弊社は利用者がJET-NETに登録したデータ若しくは文章などの内容若しくはJET-NETを通じて送信される内容が、次の各号に該当する、またはその恐れがあると判断された場合、利用者へ事前に通知することなく、削除することができます。

- ・公序良俗に反するとき。
- ・犯罪的行為に結びつくとき。
- ・他の利用者または第三者の著作権を侵害するとき。
- ・他の利用者または第三者の財産、プライバシーを侵害するとき。
- ・その他、法律に反するとき。
- ・他の利用者、または第三者に不利益を与えるとき。
- ・他の利用者、または第三者を誹謗中傷しているとき。
- ・選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する場合、および公職選舉法に抵触するとき。
- ・JET-NETの運営を妨げるとき。
- ・その他、弊社により不適当と判断されたとき。

第14条(利用の終了)

利用者は、使用終了とする月の前月の15日までに弊社へ所定の書式にて通知することにより、JET-NETの利用を終了することができるものとします。弊社は、弊社に既にお支払いいただいた利用料金の払い戻しなどは一切行いません。また、終了される場合でもJET-NETの利用件などの払い戻しは一切行いません。第8条第1項の規定によりJET-NETの全部が廃止されたときは、当該廃止の日に利用が終了されたものとします。

第15条(JET-NETの提供範囲および利用限度の設定)

弊社は自己の判断にもとづき、各利用者ごとにJET-NETの提供範囲の制限を設定または変更することができます。また、弊社は同様に、各利用者ごとにJET-NETの利用限度額を設定または変更することが出来るものとします。

第16条(利用者の支払い)

利用者は、JET-NETの利用者の支払いに関して、弊社の定める算出方法、支払い方法および金額を支払うものとします。また、クレジットカードでの支払に関しては、クレジット会社の発行するカード会員規約に基づき支払うものとします。利用者から解約の申し出をしない限り、利用者の会費については毎回継続のうえ前項と同様に支払うものとする。弊社は既にお支払いいただいた利用料金、通信料などの払い戻しは、一切しません。

第17条(消費税)

利用者が弊社に対し債務を支払う場合において、消費税及び同法に関する法律の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は、弊社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第18条(延滞利息)

利用者は、債務の支払いを怠ったときは支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金などと一緒にして、弊社が指定した日までに支払うものとします。

第19条(問題の解決)

本約款に定めの無い事項に関して仮に紛議が発生した場合は、弊社、利用者共に誠意をもって問題の解決をはかる事とします。

第20条(専属的合意管轄裁判所)

利用者と弊社の間で、訴訟の必要が生じた場合、弊社の所在地を管轄する裁判所を利用者と弊社の専属的合意管轄裁判所とします。

(別記)

禁止事項

- ・他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権など)その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ・他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ・他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ・犯罪行為(詐欺、業務妨害など)、又はこれを誘発・扇動する行為
- ・わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信又は掲載する行為
- ・無限連鎖講(ネズミ講)を開設又はこれを勧説する行為
- ・IP通信網サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- ・他人になりすましてIP通信網サービスを利用する行為(メールヘッダなどの部分に細工を行なう行為など)
- ・有害なコンピュータプログラムなどを送信する行為、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- ・本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧説のメールを送信する行為
- ・本人の同意を得ることなく他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのあるメールを送信する行為
- ・当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- ・その行為が各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- ・その他、公的良俗に違反又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

実施開始日 平成 9年 5月20日

第1回改訂 平成14年 9月27日

第2回改訂 平成21年11月24日

ジェットインターネット株式会社

申込書送付先

ご郵送

〒989-1215 宮城県柴田郡大河原町字中島町5-27

FAX

0224-51-0577

 JETINTERNET
Network Solution & Internet Service Provider

<http://www.jet.ne.jp>

 info@jet.ne.jp